

制定の目的

過去災害の経験・教訓を風化させず次の世代にも継承していくとともに、新たな知見や近年激甚化・頻発化する自然災害を踏まえ、防災の基本理念や県民、市町村、防災関係機関、事業者等の役割を明確に規定することで、相互に連携して自助・共助・公助を推進し、自然災害に強い県づくりの実現を図る。

制定に当たっての基本的な考え方

東日本大震災の教訓

ハード・ソフトの様々な対策による被害の最小化
→行政の防災施策・体制の強化

令和元年東日本台風の検証

迅速な避難行動（マイ避難）、水害死者ゼロを目指す社会の構築
→自助・共助の意識向上

地震津波想定調査の知見

建物耐震化の促進や津波に対する避難意識向上による被害軽減
→県民自ら地震への備え

過去の教訓や提言、新たな知見を踏まえ、県全体で防災文化を取り組むことを条例で明文化する

検討委員会の設置（委員想定）

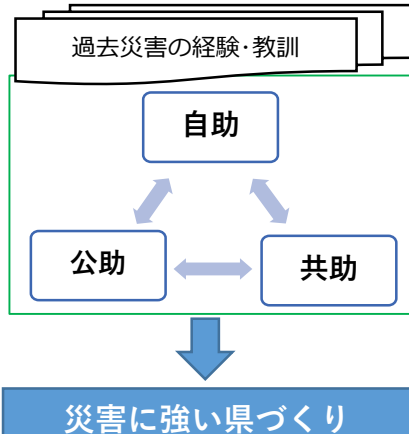
- 学識経験者（大学教授等）【座長】
 - 福祉専門家（県社会福祉協議会等）
 - 事業者（県商工会議所連合会等）
 - 防災専門家（県防災士会、消防団等）
 - 自主防災組織リーダー
 - 民間ボランティア、災害支援NPO等
 - 市長会及び町村会代表者（各1名）
- （9～10名程度）

条例の概要



条例の基本理念

これまでの災害教訓をもとに、自助、共助、公助を担う多様な主体が協働し地域が一体となった防災・減災の実現



条例の構成イメージ

総則

- 目的
- 定義
- 基本理念

基本的取組

- 防災・減災対策
- 災害応急対策
- 復旧・復興対策

役割

- 県の責務
- 市町村の役割
- 県民・事業者等の役割

災害の教訓と伝承

- 災害検証
- 防災教育
- 災害教訓の伝承・発信

【制定スケジュール（想定）】

R5.12	12月県議会で条例制定を表明
R6.2～3	検討委員会委嘱、第1回検討委員会
3	県防災会議（情報提供）
4～	検討委員会（3回程度開催）
11	県防災会議（条例案文の審議）
12	パブリックコメント
R7.2	2月県議会で条例提案
3	県防災会議（県地域防災計画に反映）
4	条例施行

連動

【福島県安全安心県づくり推進条例（第12条：防災の推進）との関係性】
防災基本条例に基づく取組については、安全安心県づくり推進条例における進行管理と連携し、達成度を管理することとする。